

## 発明に関するQ & A

- Q** 新規性が見込めそうな技術が生まれました。特許相談をしたほうがいいのでしょうか？
- A** 研究を進めていく中で発明等に該当する技術が生まれた場合は、研究支援課にご相談ください。権利化できるか判断できない場合など、どんなことでもかまいません。相談内容については、極秘扱いといたしますので外部に漏洩することはありません。
- Q** 学会や論文等での発表と特許出願の関係について教えてください。
- A** 原則的には、出願前に発明の内容を発表してしまうと、新規性を喪失したとして特許を受けることができなくなります。学会や論文などの発表と出願の両方を考えている場合は、速やかに研究支援課までご連絡ください。
- Q** 学生による研究成果の発表会や学内で行われる研究集会での発表はどのような扱いになるのでしょうか？
- A** 学内の発表や研究集会についても、不特定の参加者が聞くことができ、秘密保持の誓約もないようであれば、学会発表と同じく公表として扱われます。このため、特許出願前に研究発表を行う際には、必ず事前に研究支援課までご連絡ください。
- Q** 企業との共同研究で生まれた発明の帰属はどうなりますか？
- A** 共同研究先との契約によって決めますが、一般的には、本学が単独でなした発明ならば本学帰属、企業との共同発明であれば両者の共有となります。共同研究契約書の中で知的財産の帰属に関する規定を設ける必要があります。
- Q** 特許権取得までの手続きが大変そうですが、どのようなサポートを受けられますか？
- A** 出願の前には、出願対象となる技術発明の新規性や進歩性が否定されるような先行技術文献があるかどうかを調べます。その後、出願書類を作成し、提出しなければなりません。専門性が高く、大変な時間と労力を要します。そして手続きの期限管理なども必要になります。これらの手続きはすべて研究支援課、特許事務所がサポートしますので、ご不明な点、ご心配なことがございましたら、研究支援課までお問い合わせください。

## 参考資料



スッキリわかる知的財産権



初めてだったらここを読む  
～特許出願のいろは～



発明の新規性喪失の例外規定の  
適用を受けるための手続について

関連規程

中京大学発明規程



## 産官学連携の相談窓口

研究推進部研究支援課

TEL 052-835-8068

MAIL [liaison@ml.chukyo-u.ac.jp](mailto:liaison@ml.chukyo-u.ac.jp)

## 発明ガイド

研究成果を特許出願するために

## 知的財産とは

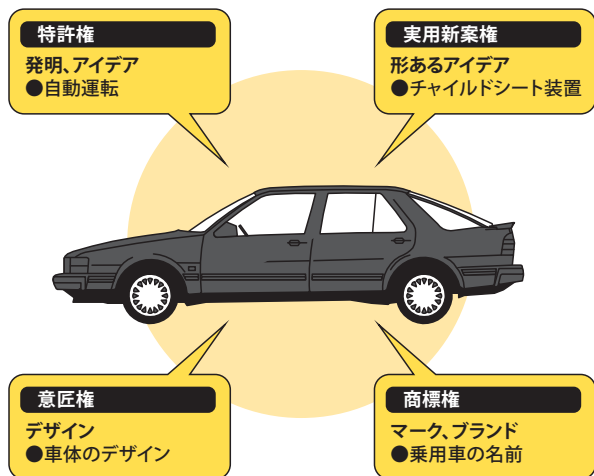
人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物などのうち、財産的な価値を持つもの。

本学では「中京大学知的財産ポリシー」を定め、産官学等の連携活動から得られた成果を知的財産を効果的に創出、保護、管理及び活用するための基本的な考え方を示し、知的財産の創出と活用を積極的に推進するという方針を打ち出しています。

ポリシーが対象とする知的財産は、次のとおりです。

- ① 発明(特許権)
- ② 考案(実用新案権)
- ③ 意匠(意匠権)
- ④ 標章(商標権)
- ⑤ 回路配置の創作(回路配置利用権)
- ⑥ 品種の育成(育成者権)
- ⑦ プログラム及びデータベースの著作物(著作権)
- ⑧ 成果有体物
- ⑨ ノウハウを使用する権利の対象となる案出

※①～⑥を発明等とします。



## 発明とは

特許法で「発明とは自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう」と定義されています。発明は、特許を受けることによって、他の人にまねをされないように守ることができます。このためには、特許庁に書類を提出(出願)し、その内容を審査されなければなりません。

## 特許を受けるための要件

**新規性** 出願まで公然と知られていないこと

- × 授業で学生に話した
- × 論文や学会で発表した
- × インターネットで公開した
- × 製品を配布した
- 論文投稿をしたが、まだ発表されていない
- 卒論発表会・学会等で公表したが、参加者に守秘義務を課している

**進捗性** いわゆる当業者が公知発明等に基づいて容易に発明することができない程度の困難性

- × 複数の技術の単なる寄せ集め



## 発明に寄与する者

発明に寄与する者のうち、以下の者を本学の発明者としています。

- ① 本学の専任の教職員
- ② 本学に在籍する学部学生、大学院学生等であって、中京大学発明規程の適用を受けることに合意している者
- ③ その他本学への受入れに際し、規程の適用を受けることに合意している者

※研究室において教員と共同で研究を進めていく中で、学生が当該発明に寄与した場合、学生の同意に基づき本学の職務発明等として取り扱います。

## 職務発明

中京大学発明規程において、教職員等が職務発明等を行った場合は、大学に届け出なければならないとなっています。職務発明と認定された場合、その発明等に係る権利は大学に帰属しますが、権利を大学に譲渡した場合、その権利をもとに大学に収益が生じた場合は、発明者に対して報奨金をお支払いします。

- ・譲渡報奨金・・・10,000円/件
- ・登録報奨金・・・20,000円/件
- ・実績報奨金・・・収入の15%を控除した残余額の80%

## 発明の創出から特許権取得まで

